

年金記録訂正請求に係る答申について

東北地方年金記録訂正審議会
平成27年12月14日答申分

答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの	1件
厚生年金保険関係	1件
(2) 年金記録の訂正を不要としたもの	6件
国民年金関係	1件
厚生年金保険関係	5件

厚生局受付番号 : 東北(受)第 1500228 号

厚生局事案番号 : 東北(厚)第 1500060 号

第 1 結論

請求期間のうち、請求者の A 社(平成 3 年 5 月 21 日に B 社から名称変更)における平成 4 年 1 月 1 日から平成 5 年 4 月 30 日までの標準報酬月額を訂正することが必要である。平成 4 年 1 月から平成 5 年 3 月までの標準報酬月額については、24 万円から 53 万円とする。

平成 4 年 1 月から平成 5 年 3 月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成 4 年 1 月から平成 5 年 3 月までの訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 62 年 10 月 1 日から平成 5 年 4 月 30 日まで

請求期間について、A 社での厚生年金保険の標準報酬月額が、私が記憶している給与総支給額及び所持している給与台帳の写しの総支給額から判断できる標準報酬月額と相違しているので、標準報酬月額を訂正し、年金額に反映してほしい。

第 3 判断の理由

請求期間のうち平成 4 年 1 月から平成 5 年 3 月までの期間については、請求者が所持する A 社の給与台帳の写しにより、請求者は当該期間において、オンライン記録により確認できる標準報酬月額(24 万円)を超える報酬月額(平成 4 年 1 月か

ら同年2月までの期間は53万6,930円、平成4年3月から同年8月までの期間は53万7,560円、平成4年9月から平成5年3月までの期間は59万2,560円)の支払を受け、それらの報酬月額に基づく標準報酬月額(53万円)に見合う厚生年金保険料(3万8,425円)を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金特例法第1条第1項ただし書では、特例対象者(請求者)が、当該事業主が厚生年金保険の保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合については、記録訂正の対象とすることができない旨規定されているところ、A社の閉鎖商業登記簿謄本によれば、請求者は請求期間において同社の取締役就任していることが確認できる。

しかしながら、請求者は、請求期間において「自分はC関係の業務に専念していたので、経理関係はよく分からない。社会保険事務関係については、倒産時もそれ以前も関わっていなかった。」旨陳述している上、複数の同僚も、「請求者はC部門でリーダー的存在であった。社会保険事務担当者はA社の社長又は社長の妻であった。」と証言していることから、請求者は、厚生年金特例法第1条第1項ただし書に規定される「当該事業主が厚生年金保険の保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合」に該当しないものと判断される。

また、請求期間のうち、平成4年1月から平成5年3月までの期間に係る標準報酬月額については、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。したがって、請求者の当該期間に係る標準報酬月額については、給与台帳の写しで確認できる厚生年金保険料控除額から、53万円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、元事業主は所在不明のため、平成4年1月から平成5年3月までの期間に係る請求者の届出や保険料納付について回答が得られず、A社が委託していた社会保険労務士及び税理士についても所在不明のため、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとして判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の報酬月額に係る届出を社会保険事務所(当時)に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

一方、請求期間のうち、昭和62年10月から平成3年12月までの期間については、請求者は給与台帳の写し等を所持していない上、元事業主からの回答が得られ

ないことから、当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できない。

このほか、請求者の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求期間のうち昭和 62 年 10 月から平成 3 年 12 月までの期間について、請求者がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 東北(受)第 1500276 号

厚生局事案番号 : 東北(国)第 1500036 号

第 1 結論

昭和 59 年 2 月から昭和 61 年 3 月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 25 年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 59 年 2 月から昭和 61 年 3 月まで

私は、昭和 59 年 2 月頃に勤務していた会社を退職し、元妻が A 町(現在は、B 市)の役場において私の国民年金の加入手続を行い、その後、請求期間の国民年金保険料を C 銀行(当時)で納付したはずであるが、請求期間の保険料が未納となっているので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

請求者は、昭和 59 年 2 月頃に、請求者の元妻が請求者に係る国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、国民年金手帳記号番号払出簿によると、請求者の国民年金手帳記号番号は昭和 61 年 6 月 23 日に A 町で払い出されていることが確認できることから、請求者の国民年金の加入手続はこの頃に行われたものと考えられ、請求者の主張する加入手続時期と相違している。

また、オンライン記録によると、請求者の国民年金被保険者資格の取得年月日は、当初、昭和 61 年 4 月 1 日とされていたが、平成 2 年 2 月 5 日に当該取得年月日を遡って昭和 59 年 2 月 28 日とする訂正処理が行われていることが確認できる。したがって、当該訂正処理が行われた時点までは、請求期間は国民年金の未加入期間として取り扱われており、請求者は請求期間の国民年金保険料を納付する義務が無く、保険料を納付することはできなかつたと考えられる。

さらに、上記訂正処理が行われた時点では、請求期間の国民年金保険料は時効により納付することができない。

加えて、請求者は、請求者の元妻が請求者に係る国民年金の加入手続及び請求期

間の国民年金保険料の納付を行い、請求者は当該手続等に直接関与していなかったとしている上、その元妻に照会したものの、回答が得られず、請求期間の国民年金保険料の具体的な納付状況を確認することができない。

また、請求者に係るA町の国民年金被保険者台帳（紙台帳）及びB市の国民年金被保険者名簿（電子データ）によると、請求期間の国民年金保険料はいずれも未納とされており、オンライン記録と一致している。

このほか、請求者に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない上、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、請求期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 東北(受)第 1500226 号

厚生局事案番号 : 東北(厚)第 1500061 号

第 1 結論

請求期間 及び について、請求者の A 事業所における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 13 年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 28 年 4 月 1 日から昭和 39 年 8 月 31 日まで
昭和 49 年 3 月末から平成元年 1 月 31 日まで

私は、請求期間 及び 当時、A 事業所に勤務し、B 業務等を行っていたが、厚生年金保険の被保険者期間とされていない。一緒に勤務していた同僚は同事業所の厚生年金保険に加入していたので、請求期間 及び を厚生年金保険被保険者期間として記録し、年金額に反映してほしい。

第 3 判断の理由

請求期間 及び について、請求者は A 事業所に勤務したとしているところ、事業所名簿検索システム及びオンライン記録において、同事業所が厚生年金保険の適用事業所であったことが確認できない上、請求者が当時の事業主及び同僚として名前を挙げた者から具体的な証言を得ることができず、請求者の同事業所における勤務を推認することができない。

請求期間 について、閉鎖登記簿謄本によると、請求者が勤務していたとする A 事業所と所在地及び事業主の氏名が一致する C 社が確認できるものの、事業所名簿検索システム及びオンライン記録によると、同社は、昭和 49 年 4 月 1 日から平成 13 年 12 月 12 日まで厚生年金保険の適用事業所であったことが確認できるが、請求期間 当時、同社が厚生年金保険の適用事業所であったことは確認できない。

また、オンライン記録によると、請求者が、請求期間 当時に A 事業所において一緒に勤務し、厚生年金保険に加入していたとして名前を挙げた同僚一人は、請求期間 について C 社における厚生年金保険の被保険者記録は確認できない。

さらに、請求期間 当時のC社の事業主は既に亡くなっている上、請求期間 当時の元事業主に照会したところ、請求期間 当時の資料は無いと回答しており、当該期間における請求者の勤務実態、厚生年金保険料控除等について確認することができない。

請求期間 について、前述のとおり、C社は昭和49年4月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、請求期間 のうち同年3月は適用事業所ではないことが確認できる。

また、請求者が請求期間 当時の同僚として名前を挙げた3人のうち1人及び請求者の実弟は、当該期間について請求者はC社に勤務していたと回答しているものの、具体的な勤務実態等について証言が得られない上、残る2人のうち1人は請求者を覚えていないとしており、もう1人からは証言を得ることができなかった。

さらに、C社が厚生年金保険の適用事業所となった昭和49年4月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得した者のうち、所在が確認できた23人（請求者が名前を挙げた同僚2人を含む。）に照会したところ、回答のあった5人は、いずれも請求者を知らない又は覚えていないと回答しており、請求期間 における請求者の勤務実態を確認することができない。

加えて、請求期間 当時のC社の元事業主に照会したところ、請求者を覚えていない上、当該期間当時の資料は無いと回答しており、当該期間における請求者の勤務実態、厚生年金保険料控除等について確認することができない。

また、C社の健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、請求期間 に被保険者資格を取得した者の中に請求者の氏名は見当たらない上、整理番号に欠番は無い。

このほか、請求者の請求期間 及び における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間 及び に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 東北(受)第 1500239 号

厚生局事案番号 : 東北(厚)第 1500062 号

第 1 結論

請求期間 から までについて、請求者の A 社における厚生年金保険の標準報酬月額
月額の訂正を認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 3 年 4 月 1 日から同年 8 月 1 日まで
平成 3 年 10 月 1 日から平成 6 年 10 月 1 日まで
平成 7 年 4 月 1 日から同年 8 月 1 日まで
平成 11 年 1 月 1 日から同年 10 月 1 日まで

A 社の標準報酬月額を確認したところ、各請求期間について当時の給与額より
低額であることが分かった。

私は、A 社の代表取締役であり、経理事務も自身が行い、給与額に見合う厚生
年金保険料を控除していたので、各請求期間の標準報酬月額を訂正し、年金額に
反映してほしい。

第 3 判断の理由

請求期間 から までについて、請求者から各請求期間の一部に係る請求者の給
料支払明細書、各請求期間に係る請求者及び従業員の所得税の源泉徴収簿並びに各
請求期間の一部に係る A 社の社会保険料の納入告知書・領収証、保険料納入告知額
通知書、普通預金口座通帳の写し等の資料が提出されている。

上記資料のうち、請求者の給料支払明細書及び所得税の源泉徴収簿から確認でき
る給与総支給額に見合う各請求期間の標準報酬月額は、オンライン記録で確認でき
る標準報酬月額よりも高額であることが認められる。

また、前述の給料支払明細書から確認できる厚生年金保険料控除額及び前述の源
泉徴収簿から推認できる厚生年金保険料控除額に見合う各請求期間の標準報酬月
額は、オンライン記録で確認できる標準報酬月額よりも高額であることが認められ

る。

しかしながら、請求者は、自身がA社の代表取締役であったと述べており、商業登記簿謄本及びオンライン記録によると、請求者は同社の代表取締役とされていることが確認できる上、請求者は、同社の社会保険事務については、社会保険労務士に委託しており、自身は関与していなかったとしているが、社会保険関係の届出用紙には自身が代表者印を押していたと述べている。

また、請求者から提出された前述の資料をみると、請求期間 から までについて、オンライン記録における標準報酬月額に見合う厚生年金保険料が社会保険事務所（当時）に納付されており、当該保険料は、前述の資料から推認できる厚生年金保険料控除額に見合う保険料納付額よりも低額であることが認められるところ、請求者は、給与計算を含む経理事務は自身が行っていたと述べていることから、これらの事実を把握できる状態であったと考えられる。

厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）第1条第1項ただし書では、特例対象者（請求者）が、当該事業主が厚生年金保険の保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合については、記録訂正の対象とすることはできない旨規定されている。

これらのことから、請求者は、上記のとおり厚生年金特例法第1条第1項ただし書に規定される「保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合」に該当すると認められることから、請求期間 から までについては、同法に基づく記録訂正の対象とすることはできない。

厚生局受付番号 : 東北(受)第1500241号

厚生局事案番号 : 東北(厚)第1500063号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社(現在は、B社C支店)における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和22年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和45年10月1日から昭和46年2月1日まで

私は、昭和45年10月1日から昭和46年1月末まで、A社に勤務し、給与から厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、請求期間が厚生年金保険の被保険者期間になっていない。

請求期間を厚生年金保険の被保険者期間として記録し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、請求期間においてA社に勤務していたとしているが、請求者の同社に係る雇用保険の加入記録は見当たらない上、B社C支店は、「保存期限経過により請求期間の資料は無く、請求者の勤務内容等については不明である。」旨回答していることから、請求者の請求期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、請求期間において厚生年金保険被保険者資格を取得した者の中に、請求者の氏名は無く、整理番号に欠番も無い。

さらに、請求者は、請求期間当時の同僚及び事務担当者の氏名を覚えていないことから、請求者の主張を裏付ける具体的な証言を得ることができない。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 東北(受)第 1500271 号

厚生局事案番号 : 東北(厚)第 1500064 号

第 1 結論

請求期間について、請求者の A 社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日の訂正を認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 25 年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 61 年 4 月頃から昭和 63 年 7 月 1 日まで

私は、昭和 61 年 4 月頃、B 県 C 市から D 県 E 市に転居してから 2、3 日後に A 社に入社した。入社後すぐに厚生年金保険に加入し、給与から厚生年金保険料が控除されていた記憶があるにもかかわらず、同社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日が昭和 63 年 7 月 1 日となっているのはおかしい。調査の上、請求期間を被保険者期間として記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第 3 判断の理由

請求者は、請求期間中における勤務場所の変更の経緯等を具体的に記憶していることから、期間は特定できないものの、請求期間の一部において A 社に勤務していた可能性がうかがえる。

しかしながら、請求者の請求期間に係る勤務状況について、A 社の元事業主は、「当時の資料は無く、請求者が請求期間に勤務していたかどうか不明である。」旨陳述している上、請求者を記憶している複数の同僚も請求者の入社時期までは記憶していないことから、請求者の入社日を特定することができず、詳細が不明である。

また、A 社の閉鎖商業登記簿謄本により、請求期間当時に役員であったことが確認できる同社の元事業主の妻は、「請求者の具体的な入社日は記憶していないが、請求者は、入社してすぐには厚生年金保険の加入を希望しなかったため、しばらく厚生年金保険に加入させなかった。」旨陳述しているところ、同社の元事業主及び同社において厚生年金保険の被保険者記録が確認できる複数の同僚は、「正社員は、試用期間後に厚生年金保険に加入したが、加入を希望しない者はその後も加入しな

かった。」旨陳述している上、当該同僚の一人は、同社の正社員として勤務していたと記憶する同僚の名前を挙げているところ、オンライン記録によると、同社における当該同僚の厚生年金保険被保険者記録は確認できない。これらのことから、同社は、全ての社員を入社後すぐに厚生年金保険に加入させたわけではなかった上、希望しない者は厚生年金保険に加入させなかったものと推認できる。

さらに、請求者は請求期間に係る給与明細書等を所持しておらず、元事業主も当時の資料を保管していないことから、請求者の請求期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できない。

加えて、オンライン記録によれば、請求者の請求期間に係る厚生年金保険被保険者資格の取得年月日が遡及訂正されるなどの不自然な記録は確認できない。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 東北(受)第1500240号

厚生局事案番号 : 東北(脱)第1500003号

第1 結論

昭和35年12月1日から昭和38年12月21日までの請求期間については、脱退手当金を受給していない期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和15年生

住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和35年12月1日から昭和38年12月21日まで

支給済期間 : ① 昭和35年12月1日から昭和36年2月1日まで
② 昭和36年2月1日から昭和37年5月1日まで
③ 昭和37年5月1日から昭和38年12月21日まで

私は、請求期間に係る脱退手当金を請求も受給もした覚えが無いので、調査の上、厚生年金保険の被保険者期間として年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求期間当時の事務処理においては、脱退手当金を支給した場合、脱退手当金の請求書類として提出された厚生年金保険被保険者証(以下「被保険者証」という。)に脱退手当金を支給した旨の「脱」表示をすることとされており、請求者が現在も所持している被保険者証には、脱退手当金の支給及び裁定処理を行ったA社会保険事務所(当時)の名称を示す「脱A」の表示が確認できる。

また、請求者は昭和39年3月*日に婚姻しているところ、厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿及び上記の被保険者証によれば、請求期間の最終事業所に係る厚生年金保険被保険者資格を喪失した昭和38年12月21日から約8か月後の昭和39年8月25日に旧姓から現姓に氏名変更された旨の記載が確認できること、及び請求期間の脱退手当金が同年9月4日に支給決定されていることを踏まえると、脱退手当金の請求に併せて氏名変更が行われたと考えられる。

さらに、請求期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、請求期間の最終事業所に係る厚生年金保険被保険者資格を喪失した約8か月半後の昭和39年9月4日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

加えて、請求者から聴取しても受給した記憶が無いというほか、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

なお、オンライン記録によれば、請求期間の前に脱退手当金が未支給となっている厚生年金保険被保険者期間が確認できるが、当該被保険者期間は請求期間と異なる厚生年金保険被保険者台帳記号番号で管理されており、請求期間に係る脱退手当金が支給決定されたとする昭和39年当時、社会保険事務所（当時）では、厚生年金保険被保険者から申出が無い場合、異なる被保険者台帳記号番号で管理された被保険者期間を把握することは困難であったと考えられることから、当該未支給期間があることだけをもって不自然な請求であるとまでは言えない。

また、脱退手当金が未支給となっている上記厚生年金保険被保険者期間は、年金額に反映されていることが確認できる。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、請求者は、請求期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。